

令和元年9月26日(木)開催の入札について

入札のご案内

1 売払物件

所在地：児湯郡新富町富田三丁目2番
種別：土地（宅地）
面積：320.96㎡
不動産鑑定額：5,580,000円
その他：準工業地域（建ぺい率70%、容積率200%）
位置図（別添①）、写真（別添②）
字図・測量図（別添③）

2 売払条件

所有権移転登記は令和2年1月に行い、物件の引渡しは令和2年4月1日以降となります。

3 入札参加者に必要な資格

入札には、原則として、どなたでも（個人、法人、町外、県外在住の方など）自由に参加できます。ただし、次の各項目のいずれかに該当する方は参加できません。

なお、入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（別添④）のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（別添④）の規定により新富町が実施する一般競争入札への参加を制限されている者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号（別添④）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号（別添④）に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者

- (5) 次のいずれかに該当する者
- ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 前記(3)から(5)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (7) 法人の場合は、役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。)が前記(3)から(5)のいずれかに該当する者
- (8) 一般競争入札参加申込書を期限までに提出しない者
- (9) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項(別添④)に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

4 契約条項を示す場所及び期間

場所：〒889-1493 新富町大字上富田 7491 新富町役場財政課
期間：令和元年7月30日(火)から令和元年8月30日(金)まで
午前8時30分から午後5時まで(但し、土日及び祝日を除く。)

5 入札参加申込み

入札に参加するには、次のとおり事前の申込手続が必要です。

なお、新富町が入札参加資格を確認するため、警察当局へ照会を行うことについて御了承ください。

(1) 提出書類

- ア 個人の場合一般競争入札参加申込書
- イ 法人の場合一般競争入札参加申込書及び役員等一覧

【様式】

- 一般競争入札参加申込書・誓約書 (PDF) (別添⑤-1)
- 一般競争入札参加申込書・誓約書 (word) (別添⑤-2)

- 役員等一覧 (PDF) (別添⑥-1)
- 役員等一覧 (word) (別添⑥-2)

(2) 申込方法

令和元年7月30日(火)午前8時30分から令和元年8月30日(金)午後5時まで(必着)に、持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)により新富町役場財政課に提出してください。

申込み先：〒889-1493 新富町大字上富田 7491 新富町役場財政課

<代理入札について>

代理人が入札を行うこともできますが、この場合は入札者本人が事前の申込手続を行った上で、入札当日に代理人が「委任状」を持参してください。

【様式】

委任状(PDF) (別添⑦-1)

委任状(ワード) (別添⑦-2)

6 入札の日時及び場所

令和元年9月26日(木)9:00～ 新富町役場2階 大会議室

※ 入札予定時間の10分前に新富町役場2階 中会議室(入札控室)にお集まりください。

7 入札から落札まで

(1) 入札時に持参するもの

① 入札保証金
(入札金額の100分の5以上の額の現金又は銀行保証小切手)

② 印鑑(印鑑登録証明書と同じ印鑑)

③ 代理人の方は委任状
なお、入札書は当日会場にて配布します。

注：印鑑登録証明書は落札者のみ、契約時に御提出いただきます。

(2) 入札時の注意点

入札当日は、入札時刻までに直接会場へお越しください。時間に遅れた場合は参加できませんので御注意ください。

次に該当する場合は無効となりますので御注意ください。

- ① 入札保証金を納めない場合や金額が不足している場合
- ② 一人で二通以上の入札をした場合
- ③ 二人以上の人から委任を受けた人が入札をした場合
- ④ 入札書に書かれた金額、氏名、印影、重要な文字が誤脱していたり、不明な場合

- ⑤ 入札書に書いた金額を訂正した場合
- ⑥ 連合その他不正行為のあった場合
- ⑦ 入札参加資格がない場合

(3) 落札者の決定方法

参加者全員が入札後、その場で入札書を確認し、口頭で落札者を発表します。

新富町で定めた予定価格に達しなければ、落札とはなりません。

予定価格を超える価格をつけた方が複数の場合は、最高値をつけた方が落札者となります。ただし、落札者となる同価格の入札者が複数のときは、くじによって落札者を決定します。

8 売買代金等

(1) 入札保証金

入札する際に納めていただく保証金

- ① 金額
入札される（入札書に記載される）金額の100分の5以上
- ② 納入時期
入札当日の入札開始前
- ③ 納入方法
現金又は銀行保証小切手（ただし、宮崎県内に所在する手形交換所加盟店が振出し、かつ振出日から5日以内のものに限ります。）を入札時に持参してください。
- ④ 納入後の取扱い
落札者の入札保証金は契約保証金に充当します。それ以外の方の入札保証金は、落札者決定後即時返還します。なお、返還の際に、利息は付けません。

(2) 契約保証金

落札された場合、契約の際に納めていただく保証金

- ① 金額
売買代金の100分の10以上（入札保証金が充当されるため、実際の納付額は契約保証金額から入札保証金額を控除した額となります。）
- ② 納入時期
契約時まで（落札日の翌日から起算して7日以内）
- ③ 納入方法
新富町が発行する納入通知書により、指定された金融機関に納入してください。
- ④ 納入後の取扱い
売買代金に充当します。

- ⑤ 注意事項
落札されても契約保証金を納めていただけない場合は契約できません。

(3) 売買代金

- ① 金額
落札金額（契約保証金が充当されるため、実際の納付額は売買代金から契約保証金額を控除した額となります。）
- ② 納入時期
契約締結の日から起算して30日以内
- ③ 納入方法
新富町が発行する納入通知書により、指定された金融機関に納入してください。
- ④ 注意事項
売買代金を期限までに納入しなかった場合、契約保証金は返還しません。

(4) 売買代金以外の必要経費

売買契約書に貼付する収入印紙代（印紙税）、売買物件の所有権移転登記に要する登録免許税、その他契約に必要な全ての費用は、落札者の負担となります。

9 その他

契約書において、公法上の規制等のほか、契約締結の日から起算して10年間、売買物件を公序良俗に反する使用等に供することを禁止しています。

この義務に違反した場合、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として新富町に支払わなければなりません。

なお、契約書には印紙税法の定めにより、売買金額に応じて印紙税が必要となります。

<参考>不動産の売買に関する契約書の印紙税額（一通又は1冊につき）

契約金額	印紙税額
500万円を超え1,000万円以下のもの	5,000円
1,000万円を超え5,000万円以下のもの	10,000円
以下省略	

<お問い合わせ先>

入札、物件に対する御質問がありましたら、お気軽にお問い合わせください。
〒889-1493 新富町大字上富田7491 新富町役場2階 財政課
電話番号 0983-33-6011